

社会福祉法人 燕市社会福祉協議会 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人燕市社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第19条に規定する会員及び会員会費について、必要な事項を定めるものとする。

(会員の種類)

第2条 会員の種類を次の各号に区分する。

一般会員

社会福祉に関心をもち、本会の目的に賛同して入会した市内に居住する世帯及び個人

賛助会員・特別会員・特会員

社会福祉に関心をもち、本会の活動に対して特に賛同して入会した個人、法人及び団体等

(会費の額)

第3条 会員の会費は、次のとおりとする。

会員の種類	会 費	
一般会員	年 額	500 円
賛助会員	1 口年額	1,000 円
特別会員	1 口年額	10,000 円
会員	年 額	50,000 円以上

(納付期限)

第4条 会員は、その年度の会費を年度内に納付しなければならない。

(入 会)

第5条 会費の納入をもって本会に入会したものとする。

(機関紙の配布)

第6条 会員には、本会が発行する機関紙を配布する。

(退 会)

第7条 会員は、次の場合には退会したものとする。

退会の申し出があったとき。

解散又は死亡、転出したとき。

長期にわたり会費を滞納したとき。

会員が本会の名誉をき損し、又は趣旨、目的に反する行為があったときに、本会理事会の議決を経て退会が認められたとき。

(委 任)

第8条 この規程の定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。